

広島県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	呉市首戸町早瀬二丁目六二三五番九地先から 呉市首戸町早瀬二丁目六二三五番二地先まで	平成三〇年二月一五日